

第7回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- (1) 新株予約権等に関する事項
- (2) 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
- (3) 株主資本等変動計算書
- (4) 個別注記表

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.link-u.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称		第2回新株予約権	
発行決議日		2017年7月28日	
新株予約権の数		70個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	4,200株
		(新株予約権1個につき)	60株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	8,520円
		(1株当たり)	142円)
権利行使期間		2019年7月29日から 2027年7月28日まで	
行使の条件		(注) 1	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く。)	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名
	監査役	新株予約権の数	70個
		目的となる株式数	4,200株
		保有者数	3名

- (注) 1. ① 権利行使時において当社の新株予約権の目的たる株式が、国内外いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 ② 新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれの地位を保有していることとする。ただし、当社若しくは当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、当社及び当社子会社の従業員の定年による退職、又は取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。
 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
 2. 第2回新株予約権において、2019年2月20日付で行った1株を20株にする株式分割及び2020年1月16日付で行った1株を3株にする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための体制として、「内部統制システムの基本方針」を定め、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。

「内部統制システムの基本方針」の具体的な内容は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び取締役会規程等の社内規程に基づき、会社の重要な業務執行の決定、代表取締役社長の選定及び解職を行うほか、取締役の職務の執行を監督する。

また、組織の構成と各組織の所掌業務及び権限を定める組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を策定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。

② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、企業倫理・法令遵守の姿勢を明確にするため、リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議及び管理統括をする。リスク管理規程を制定し、取締役及び使用人が法令・定款及び当社の基本方針を遵守した行動をとるための経営理念等を定め、代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、倫理をもって行動し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底させる。

内部監査担当者は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に代表取締役社長に報告される。

法令・定款上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供・相談を行う手段としてホットラインを設置するとともに当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する内部通報制度運用規程を制定する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、原則として、部員から所属長へ行う報告から日々の問題点やクレーム等の対応を確認し、所属長がリスクにつながる事項を発見した場合、ただちに代表取締役社長又は取締役に報告を行うことでリスクを確認し、事前防止を図る。また、リスク管理規程等の社内規程に基づき、リスク管理を推進するために組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応を管理部が担当し、情報セキュリティ基本方針を定め、規程類とともに、取締役及び使用人全員に提示し周知徹底を図る。

- ④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令及び取締役会規程の定めに従い取締役会を毎月1回開催し、取締役会の議事録を作成し、文書管理規程に基づき、適切に保管・管理する。各部署の業務遂行に伴い、職務権限表に従い決裁される案件は、稟議書によって決裁し、適切に保管・管理する。また、情報セキュリティ基本方針に従い、情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏えいや不適切な利用を防止する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。
- ⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役から、監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、会社の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受ける。
取締役及び使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生し、又は発生する虞があるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に遅滞なく報告する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社の財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力への対応に関する基本方針及び反社会的勢力対応規程を制定し、全社会的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定めており、事業活動を行う際は法令や規範を遵守し、社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わりを持たないことを基本的な考え方とする。この基本的な考え方に基づき、組織としての対応を心掛けるとともに、顧問弁護士等との連携を密にし、反社会的勢力に関する情報共有を行い、関係を遮断排除する。

⑩ その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、内部監査計画について協議するとともに、内部監査結果や指摘事項等について意見交換を行い、常に連携を密にする。また、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

⑪ リスク管理体制の整備の状況

当社は、持続的な成長を確保するためリスク管理規程を制定し、全社会的なリスク管理体制の強化を図っております。リスク管理委員会において、リスクの評価、対策等、広域なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。さらに、地震、火災等の災害に対処するため、必要に応じて緊急時対策組織を招集し、不測の事態に備えております。また、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会において、法令等に定められた事項や経営方針等の経営における重要な事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議を行いました。
- ② 監査役は、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ③ 内部監査担当者において、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。

(3) 剰余金配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針といたしましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主への安定的かつ継続的な利益還元を検討していく方針であります。現時点では、実現可能性及びその実施時期等については未定であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

株主資本等変動計算書

(2019年8月1日から
2020年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
			別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	369,047	368,047	368,047	-	737,947	737,947	1,475,041	1,475,041
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	105,029	105,029	105,029				210,058	210,058
別 途 積 立 金 の 積 立				25,025	△25,025			
当 期 純 利 益					295,726	295,726	295,726	295,726
当 期 変 動 額 合 計	105,029	105,029	105,029	25,025	270,701	295,726	505,785	505,785
当 期 末 残 高	474,076	473,076	473,076	25,025	1,008,648	1,033,673	1,980,826	1,980,826

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 9年

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 4年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作ソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

- (5) 繰延資産の処理方法
株式交付費 支出時に全額費用処理しております。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、2019年12月13日開催の取締役会において、本社移転に関する決議をいたしました。この本社移転に関する決議に伴い、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更をしております。

また、同様に本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務の資産除去債務の費用分配の期間について見積りの変更を行っております。これにより、従来の方と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,760千円減少しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 89,394千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 | |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 3,304千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 664千円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
販売費及び一般管理費	600千円
営業取引以外による取引高	548千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|---|-------------|
| (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 13,958,700株 |
| (2) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 285,300株 |

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,759千円
未払地方人特別税	1,484千円
ソフトウェア	4,318千円
その他	1,922千円
繰延税金資産合計	10,484千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な運転資金及び設備投資資金に関しては、自己資金及び銀行借入で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は短期間で決済されるものであります。

借入金には主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

営業債務は流動性リスクに晒されております。

投資有価証券及び関係会社株式は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権並びに敷金及び保証金については、社内規程に従い、取引先の状況を定期的を確認し、取引先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券及び関係会社株式については、定期的に発行体の財務状況、信用状況等を把握し、継続的なモニタリングを実施しております。

b 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち91.4%が特定の大口取引先（上位3社）に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	1,433,859	1,433,859	－
② 売掛金	345,999	345,999	－
③ 敷金及び保証金	122,495	123,209	714
資産計	1,902,354	1,903,069	714
① 未払金	72,089	72,089	－
② 未払費用	112,518	112,518	－
③ 未払法人税等	63,117	63,117	－
④ 預り金	17,748	17,748	－
負債計	265,473	265,473	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③敷金及び保証金

時価については、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

負債

①未払金、②未払費用、③未払法人税等、④預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	200,077
関係会社株式 非上場株式	60,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価の開示の対象とはしていません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 141円91銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 21円60銭 |

(注) 当社は、2020年1月16日付をもって普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

株式取得による子会社化

当社は、2020年9月15日開催の取締役会において、リベラルマーケティング株式会社の株式を取得し、子会社化することについて決議いたしました。

1. 株式取得の目的

リベラルマーケティング社は、複数の特定領域において、ユーザーとサービス事業者をマッチングするサービスを運営しております。特に価格透明性やサービス品質の均一性が低い分野において、情報の非対称性を解消するサービスの提供により、サービス規模を拡大してまいりました。

当社は、これまでマンガを中心に、既存サービスのデジタル化に取り組み、業界全体の発展へ寄与するためデジタル化を進めてまいりました。リベラルマーケティング社は、これまでユーザーが各サービス事業者と個別にコミュニケーションをとり比較検討していた分野において、ユーザーと事業者を繋ぐプラットフォームを運営しております。このプラットフォームは、年間10万件以上の情報が蓄積され、自動で優良事業者を優先的にユーザーに紹介するサービスを提供することで、ユーザー満足度の向上を図っております。

このような中で、リベラルマーケティングのプラットフォームサービスを拡大することで、業界のデジタルトランスフォーメーション（DX）と発展に寄与し、ユーザーに資するようなサービスを広く推し進めるため、本件株式取得の決定に至りました。

2. 株式取得の相手先の名称

リベラルマーケティング株式会社の役員

3. 買収する会社の名称、事業内容、規模

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 被取得企業の名称 | リベラルマーケティング株式会社 |
| (2) 事業の内容 | サービス事業者マッチングプラットフォームの運営 |
| (3) 資本金の額 | 1,000千円 |

4. 株式取得の時期

52株：2020年9月30日予定

20株：2021年9月30日予定

5. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

(1)取得する株式の数 72株

(2)取得価額 504,000千円

(3)取得後の持分比率 72%

2020年9月30日に52%を、2021年9月30日に20%を取得する予定であります。

6. 支払資金の調達方法及び支払方法

自己資金